

【税理士が行う無料申告相談】

日時	会場	対象
2月2日(水)・3日(木) 9時30分～12時、 13時～16時	保健文化センター 3階ホール	小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税の申告 ※青色申告の方・譲渡所得のある方を除く

【所得税・住民税の申告相談】

日時	会場	対象
2月16日(水) ～3月15日(火) (土・日を除く) 9時～11時、13時～16時	中央公民館 1階講堂 農村環境改善センターいずみの里 農事相談室	次の方は、東金税務署で申告してください。 ・青色申告の方 ・譲渡所得のある方 ・雑損控除のある方 ・贈与税や消費税の申告が必要な方

◇注意 混雑する会場では、かなりの時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合がありますので、ご容赦ください。また、相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。

介護保険制度による障害者控除の認定

障害者手帳をお持ちでない方でも、手帳保持者に準じた所得税・住民税の障害者控除が受けられる場合があります。

該当するかどうかの確認・認定の申請等の詳細は、個人情報保護のため、窓口での対応とさせていただきます。

▶対象＝原則として、介護保険の認定を受けた65歳以上の方で、町長発行の障害者控除対象者認定(書)を受けた方

☎・問健康介護課介護保険班 ☎ (70) 0309

確定申告には
社会保険料控除証明書の添付を

所得税・住民税の申告で、1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類である、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書などの添付が義務付けられています。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構本部から送付されています。10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、2月上旬に送付されます。

確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

また、老齢基礎年金等の年金は課税対象となりますので、申告が必要です。老齢福祉年金・障害年金・遺族年金などは非課税です。

☎千葉年金事務所
☎043(242)6320
控除証明書専用ダイヤル(アナログ用)
☎0570(070)117(IP電話用)
☎03(6700)1130

確定申告が必要なくとも
住民税の申告が必要な方

平成23年1月1日現在、町に住所があり、次の事項に該当する方は、住民税の申告が必要ですが、住民税の申告内容は、国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、就学援助、町営住宅入居等でも必要となりますので、必ず申告してください。

〈住民税の申告が必要な方〉

- ・給与または公的年金以外の所得のある方
- ・平成22年中に所得がなく、配偶者控除または扶養控除の対象になっていない方
- ・平成22年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老齢福祉年金や雇用・労災保険の給付等)のみで配偶者控除または扶養控除の対象になっていない方

控除または扶養控除の対象になっていない方は、住民税の確定申告をした方は、住民税の申告をする必要はありません

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方でも住民税の申告は必要です

※所得税の確定申告をしない給与・年金所得者が源泉徴収票に記載されている所得控除の内容を訂正するには、住民税の申告が必要です

※勤務先から役場に給与支払報告書の提出がなかった方、公的年金の支払い先から役場に公的年金等支払報告書の提出がなかった方は、住民税の申告を求められる場合があります

東金税務署から

◎国税庁のホームページで確定申告書等の作成ができます

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」に、入力した申告書データ(贈与税を除く)に電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができるe-Tax(イータックス)があります。

e-Taxをご利用いただくためには、所定の手続きが必要ですので国税庁ホームページをご覧ください。また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

なお、国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続きについての申請・届出書様式を掲載していますので、ご利用ください。

◎税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください

税務署や国税局では、還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◎申告書の提出はお早めに

▶申告期限
平成22年分の所得税の確定申告書・贈与税の申告書の提出・納付の期限は、3月15日(火)です。

平成22年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出・納付の期限は、3月31日(木)です。

3月に入ると税務署は大変混雑しますので、確定申告書等をご自分で作成し、早めの提出をお願いします。

▶申告書の作成
申告書は、自宅のパソコンで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から作成することもできます。また、税務署に設置しているパソコンを利用し、パソコンの画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動で計算され、簡単に申告書を作成することもできます。

▶申告書の提出
申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱への投かんでも提出できます。

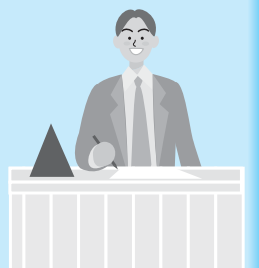
◎納税は期限内に振替納税で

申告が済んでいても納税をしていないと、延納税がかかる場合があります。この延納税の利率は、法律の規定により最高で年利14.6%(1万円に対し、1日で4円の利息がかかる計算)とされています。そのほか、督促状が送付され財産の差押えを受ける場合もあります。このようなことにならないためにも、納期限までに納税を済ませましょう。

所得税・個人事業者の消費税および地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。手続きは簡単です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

なお、平成22年確定申告分の振替納付日は、所得税が4月22日(金)、個人事業者の消費税および地方消費税が4月27日(水)となります。



○所得税の確定申告に関する問い合わせ

東金税務署 ☎52-3121

○住民税の申告に関する問い合わせ

町税務課住民税班 ☎70-0321

